

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 市民生活課

不利益処分の内容	住民票の消除に関する処分
根拠法令等及び条項	住民基本台帳法施行令第8条
	根拠条項 住民基本台帳法施行令第8条
	参考事項
設定等年月日	昭和42年 9月11日設定 平成27年 8月28日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記載されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記載から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合あっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。</p>